

『幼児の教育』に見られる音楽教育方法論の変遷

—大正10年～14年；“芸術教育としての音楽教育”について—

里村生英（聖和大学）

はじめに

大正期の教育は、その目的が明治学制発布以来、教育勅語のよって明確に表わされていたなかで、教育方法・内容については、明治後期より移入された新教育思潮を基調とし、子どもを教育の主体に近づける努力が為されたという特徴を有している。

このことは幼児教育において、恩物による形式的な指導法の見直し、自由遊びや戸外保育への着目、幼児のための唱歌の創作、及び律動遊戯の提唱等、教育方法の実践的探究に示されている。

ところで、大正期は芸術教育思想や童謡運動を背景に、それまでの画一的な唱歌及びその教授法を再考する機会が与えられた時期でもある。つまり、唱歌の唱法をいかに技術的に伝達するかという旧来の唱歌教授から脱し、広く教育や芸術を眺めたうえで、“音楽教育”として、教育原理や指導法を導き出そうとする機運が、音楽教育界に存在していたのである。

この様な時代状況をふまえ、本研究は、前稿に続き、『幼児の教育』第21巻—25巻（大正10年～14年）を取扱い、まず、当時の音楽に関する指導がどのように考えられ実践されていたのかを示す記述を、1)音楽教育原論、2)音楽指導方法論、3)音楽指導内容論の視点で大別・整理した。本発表はこの中から1)に分類される“芸術教育（美的陶冶）としての音楽教育”に関する記述を取り上げ、資料として呈示し、その後考察を加えるものである。

1. 『幼児の教育』第21巻～25巻の全体的特徴

今回の各号は、掲載論文数が減少している。これは、幼児教育への関心が衰えたということではなく、第一次大戦後の物価の高騰や震災による様々な資材消失等から、社会全体が経費削減の方向へ進み、差し迫った必要性のないものや目に見えない内面的なものへの投資の減少が影響していると思われる。内容では、児童保護に関する記述が登場したこと、幼児教育の在り方の再考、相次いで生み出される童謡や唱歌教授法への批判、そして大正15年の幼稚園令を意識した「幼稚園項目」の連載等が特徴的である。

音楽それ自体および音楽的経験の指導に関する記述は、先述の項目別に、以下のように要約される。まず、1)音楽教育原論には、本発表で取り上げる芸術教育論

をはじめとして、創造性についての考察や、歌うことの幼児教育における本質的意義の主張に関する記述が分類される。また、「唱歌」・「遊戯」を“音楽”と称して、その目的・方法や効果を説くといった新しい記述も登場した。2)音楽指導方法論については、唱歌教授法、遊戯指導上の注意点、そして（広い意味での音楽指導の目的として）幼児教育の方法論的目的地は子どもの経験の再構成であることを論ずるもの等を含めた。3)音楽指導内容論では、子どもの歌・遊戯の本質や、現状への批判等を分類した。また、唱歌は今回新しく、歌詞が付いた五線伴奏譜で示され、遊戯の振りに写真入り説明が付いた。律動遊戯は、リズムや曲想面の工夫から、曲そのものが興味深くなったことに加え、講習会等でもしばしば指導され、実践者や一般の人々の幅広い支持を獲得していた。

以上、全体的な傾向を概説したが、以下、今回最も特徴的であると推察される“芸術教育としての音楽教育”に関する記述を取り上げ、検討していく。

2. 芸術教育（美的陶冶）としての音楽教育

まず、音楽が幼児教育の本質的手段であることを述べた次のような記述をあげよう。[原文の通り。著者により旧字体漢字は新字体で表記した。]

「我等は幼児教育の第一義として、最も高尚にして趣味ある遊戯の手段を以て、一方には彼等の欲求を満足せしめ、一方には新なる人格構成の要素を与へて行かなければなりません。此の手段方法の最も適切の一つとして、私は音楽殊に唱歌を挙げるのです。

一体幼児は、其の本来に於て、極めて快活です。従って彼等は、歌ひ踊ることに最も趣味を感じます。…此の普遍的な要求に対して、最も当を得た遊戯手段—音楽—を幼児教育の一方法として採用しないことは、全く甚しい誤です。」

ここで注目されるのは、音楽が子どもの自然な興味や欲求に満足感を与え、さらに人格形成を培うものと見なしている点である。この見解を、芸術を視点として述べているのが次の記述である。

「芸術を人生にうるほひ、情味を添へる緩和剤と解したならそれは実に軽い気分を味い得る、寧ろ娯楽に近いものとなるが、之を人間を向上せしめる刺激剤と見るならば実に肩のいたくなる程の敬けんな気持ちに圧迫

されるのである。この二つの意味のいづれより見ても芸術教育は過去のあまりに常識的な、あまりに便宜的な無味の教育より解放されて新しい生氣ある境裏に入らうとする点に於て一致してゐる。」

「芸術の極致は人間の心に影響して謙遜の美德を培ふものである。吾人は眞の芸術とはこの意味に於ける芸術教育であり度いと思ふのである。そして、只単に芸術教育をして人生に装飾を与へる程度のものとして考へるならば、それは道楽教育、たはむれ教育に近づく危険がある。(轉)眞に人間を向上せしめるものをのみ芸術教育とは言ひ得るのであらうと思ふ。」

これと同じ内容であるが、当時の一般の人々には受け入れられ易かったと思われる、芸術の実利的価値に言及した論がある。

「人は美育の価値について、音楽、詩歌、絵画等はあまりに實際の役に立たないものである、このやうな事柄を強いて子供に教へる必要はあるまい、生存競争の烈しい今日に於て、衣食住に不自由しない人を作ればよいではないか、(轉)然し之のみを以て満足する人が多くなれば(轉)世の中は漸次荒んで来て、(轉)勝利者のみが幾分幸福なるが如くなれど、大多数の劣敗者は大なる不幸に陥らねばならぬ。

かかる域から脱するにはどうしても、美の価値を認めてそれを楽しむ能力ある人を作らねばなりません。美の価値を認めて之を楽しむ能力ある人は、生存競争の烈しい中に於て、たとひ暫しの間にでも全く利欲の念を離れて、美の世界に遊ぶ事が出来るので在ります。」

次は、“幼児期”に芸術(音楽)に触れることの重要性を示唆する記述である。

「音楽、詩歌、絵画等の了解、愛好心に対する可能は、私共自身の成長に伴ふものであって見れば、此の幼児時代はそれ相当美に対する了解と愛好心を養わねばならぬ大切な時期であります。」

そして、このような時期の一番の配慮点は、子どもの環境を美的に整備することであることが以下のように述べられている。

「道徳的品性が之に適応せる環境に於てのみ発達し得ると同じやうに、芸術心の発達にも之に適切なる環境が必要であります。趣味は我々の美的良心であります。人は、道徳的態度に慣らされると同じやうに、美的態度にも慣らされねばなりません。(轉)兒童が成育していく環境即ち彼等の居室の内外の設備は、彼等の趣味の陶冶に重大な意義をもつものであります。」

「児童室は何も貴い芸術品を以て飾り付ける必要はありません。純潔で強固で兒童の生活に適してゐるもの

であれば、それで沢山であります。(轉)兒童の目によっては、無意識の中に陶冶されるからであります。」

3. 考察及びまとめ

これまで呈示してきたことは、以下の三点にまとめられる。

①芸術(美あるいは音楽)は、i)子どもに喜び・満足あるいは楽しむ能力、ii)子どもの生活を潤し、息抜きをする機会をも与え、さらにiii)眞に人格を向上させ、美德を養わせるところに、その本質的な価値がある。

②美的愛好心や芸術心というものは、心身の様々な発達に応じて導き出され助長されるものである。したがって芸術的陶冶は、幼児期から始められなければならない。

③子どもの芸術的趣味の陶冶のためには、彼等の成長する環境、特に日々生活をする居室の内外の設備を美的に整頓することが、幼児教育者の重要な課題である。

今回以上のような芸術教育の意義や必要性が提唱されたのは、この時期に明治学制以来の国民教育体制に対する全体的改革(学校教育制度の再編成)の論議が起こってきたことと密接に関連していると思われる。すなわち、明治・大正期の教育政策は、学校教育を主たる対象とし、その内容は、生活にとって知的で明瞭かつ確実な知識・技能を求めることに偏っていた。家庭や地域を含めた、学校を支える全構造—教育的な関係のもとにおけるすべての人間関係と人間生活の全局面—に、教育政策が及ぶのは、昭和に入ってからである。従って学校教育は、情感、趣き、和らぎ等を欠く、人間らしい生活から遠いものとなっており、そこから芸術教育の必要性が叫ばれたと考えられる。

芸術教育に関する先の三要点は、当時の音楽教育を考えるうえでは勿論、現代の音楽的経験の指導においても、有効な示唆を与えてくれている。なぜなら、これらは、特異なことや教育の画期的な新方向を論じたものではないが、我々人間の生活の基本に立ち返るならば、その生活は本来、芸術(活動)と深く関わっていることを認識させてくれるからである。

*主要引用・参考文献

- ・幼児の教育復刻刊行会『復刻 幼児の教育』1979、第21巻〜第25巻。
- ・日本保育学会『日本幼児保育史』第三巻、フレーベル館1969。
- ・『講座 日本教育史4 現代I/II』1984、第一法規。
- ・青柳善吾『本邦音楽教育史』1979。
- ・拙稿「『幼児の教育』に見られる音楽教育方法論の変遷—大正元年〜大正四年—」1992。
- ・拙稿「『幼児の教育』に見られる音楽教育方法論の変遷—大正五年〜大正九年—」1993。